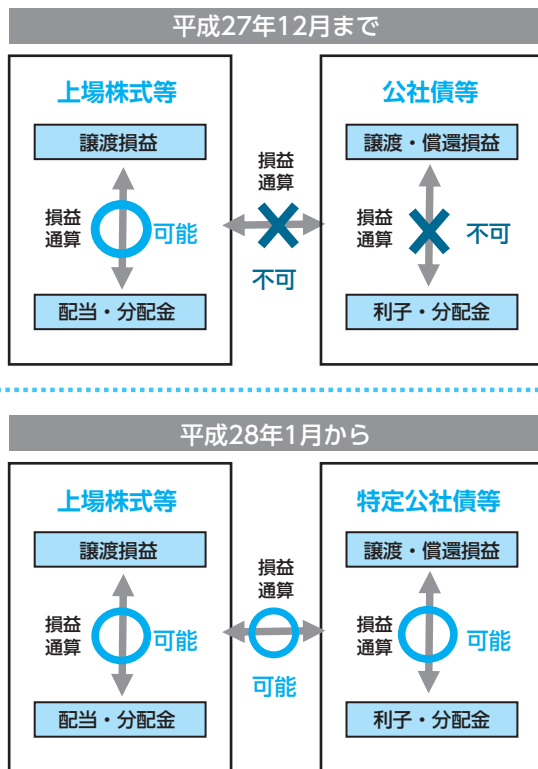


## 確定申告での債券・公社債投信の税制

今年も2月15日から確定申告が始まります。平成27年の税制改正により、平成28年から債券・公社債投信の税制が大幅に改定されています。今号では、これらのうち、今回の確定申告に関連する項目について解説します。

### ■金融所得課税の一本化

平成28年1月1日から、国債、地方債、社債、公社債投資信託等（以下、「公社債等」といいます。）に関する税制が大幅に改定されています。「上場株式等」と「公社債等」の税制上の取扱が統一され、「公社債等」が「上場株式等」と損益通算できるようになりました。



### ■特定口座での管理

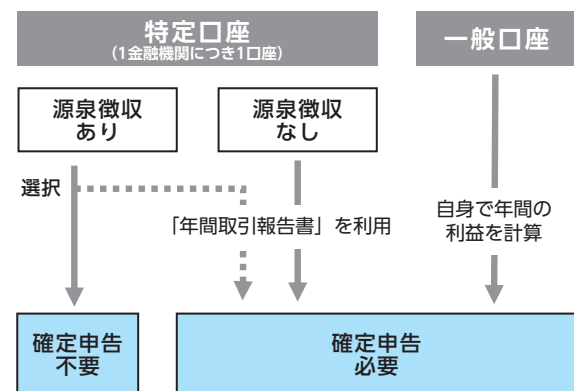
平成28年1月1日から、これまで対象外だった公社債・公社債投資信託が特定口座の対象になりました。特定口座で源泉徴収あり口座の場合、特定口座内にて源泉徴収や上記の損益通算が行われています。

多くの金融機関では、平成28年1月1日時点で特定口座を開設している場合は、保有している公社債等を特定口座に自動的に組入れしています。

特定口座では、その口座内での年間の譲渡所得や配当・利子所得等を記載した「特定口座年間取引報告書」が作成され、顧客に送付されます。また、特定口座のうち、「源泉徴収あり口座」を選択すると、特定口座内での売却・解約・償還や損益通算に関して、その都度、金融機関が納税の手続きを行うため、確定申告が不要となります。

しかしながら、次の場合には、源泉徴収ありの特定口座で取引していても確定申告が必要となります。

- ①複数の金融機関で取引していて、他の金融機関で生じた譲渡損益等を通算する場合
- ②過去3年以内に生じた上場株式等に係る繰越損失と、平成28年分の譲渡所得等を通算する場合
- ③通算しきれなかった譲渡損失や繰越損失を翌年以後に繰り越す場合



これまで、公社債等のみを取引している金融機関の証券口座については、確定申告とは無縁でした。今回の確定申告からは、上場株式等を取引している他の金融機関で損失が生じている場合や、前年から上場株式等に係る繰越損失がある場合には、公社債等のみを取引している口座についても確定申告することにより、所得税が還付される場合がありますので留意しましょう。

(鶴巻博行公認会計士・税理士事務所)

# 「65歳超雇用推進助成金」について

## 1. 概要

「65歳超雇用推進助成金」は、高齢者の雇用促進を目的として、65歳以上への定年の引上げ、定年の定め廃止、希望者全員を対象とする66歳以上の継続雇用制度の導入のいずれかを導入した事業主に対して支給される助成金であり、高齢者の就労機会の確保および、希望者全員が安心して働ける雇用基盤の整備を目的としています。

## 2. 支給額

定年引上げ等の措置の内容に応じて、下記の金額を支給します。

(1) 定年の引上げまたは、定め廃止

65歳への定年引上げ	66歳以上への定年引上げ または、定年の定め廃止
100万円	120万円

(2) 希望者全員を対象とする継続雇用制度の導入

66歳～69歳	70歳以上
60万円	80万円

※ 定年引上げと、継続雇用制度の導入を合わせて実施した場合でも、支給額は定年引上げを実施した際の額となります。

## 3. 支給要件

- (1) 雇用保険適用事業所の事業主であること。
- (2) 制度を規定した際に経費を要した事業主であること。(就業規則の見直し等にあたって、外部の専門家等に費用を支出していること)
- (3) 制度を規定した労働協約または、就業規則を整備している事業主であること。
- (4) 制度の実施日から起算して1年前の日から支給申請日の前日までの間に、高年齢者雇用安定法第8条または、第9条の規定に違反していないこと。(制度導入前の就業規則等が、高年齢者雇用安定法に違反していないこと)
- (5) 支給申請日の前日において、当該事業主に

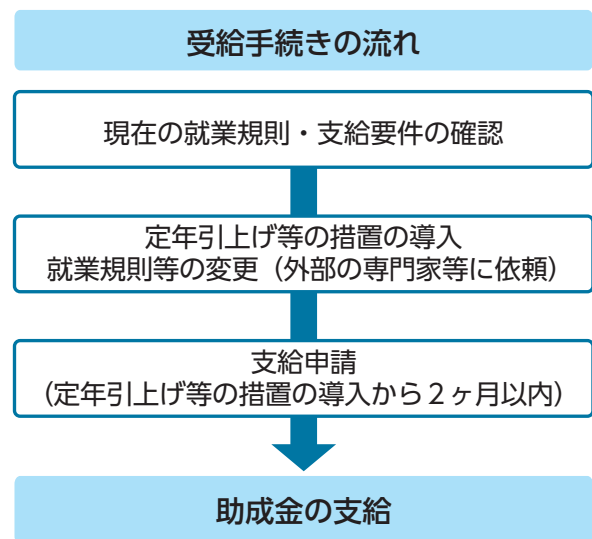
1年以上継続して雇用されている60歳以上の雇用保険被保険者<sup>\*1</sup>が1人以上いること。<sup>\*2</sup>

※1 短期雇用特例被保険者および、日雇労働被保険者を除き、期間の定めのない労働契約を締結する労働者または、定年後に継続雇用制度により引き続き雇用されている者に限ります。

※2 上記の他にも支給要件があります。

## 4. 受給手続きの流れ

助成金の支給までの流れは以下のようになります。



※ 助成金は「必ず支給される」というものではありません。

## 5. その他

助成金の支給要件については、一定期間経過後に変更されることがありますので、申請を考えている事業主は、早めに検討したほうがよいでしょう。

しかしながら、定年の引上げ等の導入は、会社の運営上、非常に重要な内容ですので、慎重に進める必要があります。

(特定社会保険労務士(土浦支部)小林基伸)